


～オーダーメイドの企業型「確定拠出年金制度」～

# 「りゅうぎん つみたてプラン」



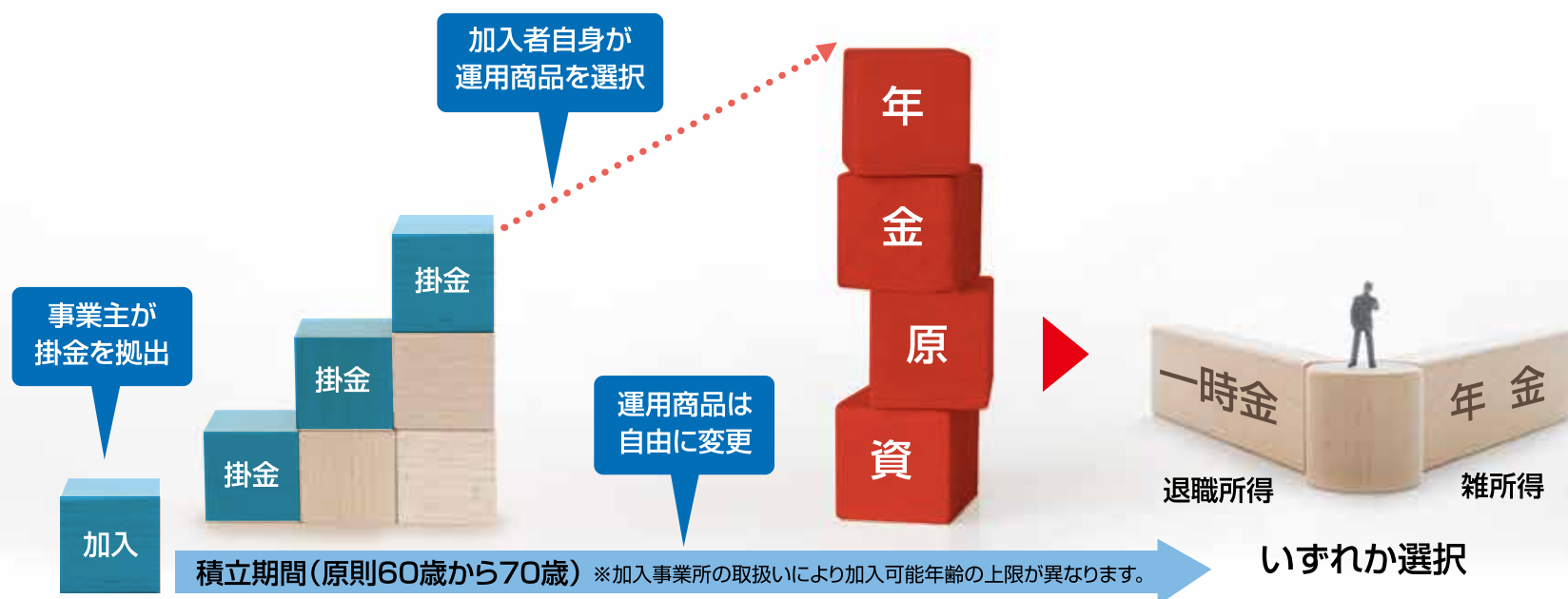
# Contents

- 1 りゅうぎんつみたてプランとは
  - 2 りゅうぎんつみたてプランの特長
  - 3 税制優遇措置について
  - 4 制度設計について
  - 5 導入効果のシミュレーション
  - 6 制度の運営費について
  - 7 運用商品ラインナップ
  - 8 りゅうぎんつみたてプランの仕組み
  - 9 制度導入までのスケジュール例
  - 10 りゅうぎんつみたてプランの概要
  - 11 よくあるご質問(Q&A)
- 

# 1 りゅうぎんつみたてプランとは

事業規模を問わない「**企業型**」**確定拠出年金制度**です。  
規約申請に関する**支援、導入のコンサルティング**をご提供します。

- Point 1 事業主が厚生局に申請し、承認を得て確定拠出年金制度を導入します。
- Point 2 事業主は、掛金を加入者の確定拠出年金口座に拠出します。
- Point 3 加入者は自ら運用商品を選択し、年金資産を運用します。
- Point 4 原則60歳から70歳で受給権を取得し、一時金もしくは年金で受け取ります。



## 2 りゅうぎんつみたてプランの特長

1

### 加入者 1 名から導入が可能です。

一般の金融機関ではお引き受けが難しかった中小企業・小規模企業も導入可能です。  
人数に関わりなく、加入者 1 名、役員のみのも事業所でも導入できます。

2

### 充実した運用商品ラインナップをご提供します。

インデックス型の運用商品は手数料の低い良質な運用商品を提供します。  
もちろん、投資信託の購入時手数料(販売手数料)は無料(ノーロードファンド)です。

3

### 規約申請に関する支援、導入のコンサルティングをご提供します。

退職金制度の構築、任意加入の選択制の制度設計の他、お客様のご要望に応じた  
コンサルティングをご提供します。



# 3 税制優遇措置について

確定拠出年金には、3つの「**税制優遇**」があります。

## ① 積立

掛金が  
非課税

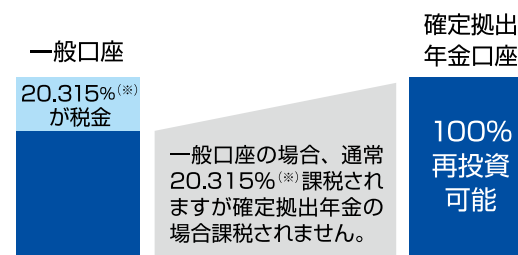
掛金は**全額非課税**で積み立てが可能です。  
事業主が負担する掛金は、**福利厚生費**として損金として計上できます。

「**選択制**」の設計の場合は、**社会保険料も対象外**になります。

## ② 運用

運用益が  
非課税

運用益は**非課税**です。  
年金資産を効率良く積み立てできます。



## ③ 受取

各種控除で  
税軽減

**一時金受取**：退職所得控除を活用できます  
例) 積立期間 30 年(その他の退職金支給なし)の場合

**年金受取**：公的年金等控除を活用できます  
例) 65 歳時の受け取り(その他の年金収入なし)の場合

**1,500 万円まで非課税**

**年間 110 万円まで非課税**

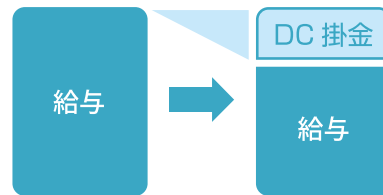
(公的年金と合算します。)

※当税率は、20%の譲渡益への課税に加え、復興特別所得税2.1%を加えたものです。  
※詳細な計算方法は、専門家または税務署等にお問い合わせください。

## 「りゅうぎんつみたてプラン」は、選択制の他 ご要望に応じたコンサルティングをご提供します

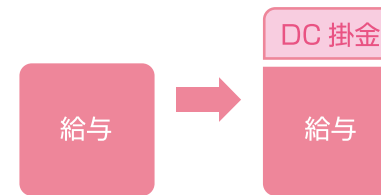
### 設 計 例

#### 【①選択制】



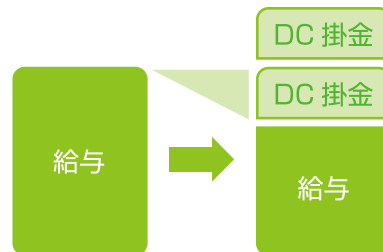
給与を減額し、その減額分を任意積立部分（生涯設計手当）とします。対象者には制度加入の選択権を付与します。  
加入者の積み立てる掛金は全額非課税、社会保険料算定の対象からも外れます。事業主は折半負担する社会保険料の負担軽減が期待できます。

#### 【②給与に上乗せして支給】



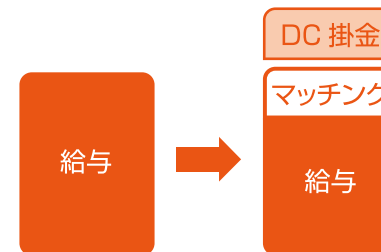
現行の給与体系を変更せず、事業主は加入者の確定拠出年金口座に掛金を退職金として拠出します。  
事業主は確定拠出年金の掛金として拠出することで、退職給付債務の計上が不要になります。

#### 【③給与に上乗せ支給+選択制】



①と②の併用です。選択制を併用し、会社から支給される掛金に上乗せすることで、より多くの年金資産を積み立てできます。  
①②合わせて月額最大55,000円まで積み立てできます。

#### 【④マッチング拠出】



会社が拠出する掛金の範囲内で、従業員は自身の所得から掛金を上乗せして拠出できます。  
マッチング拠出による掛金は、選択制と異なり社会保険料算定の対象とはなりませんが、全額所得控除されるため、税金はかかりません。

# 5 導入効果のシミュレーション

## 掛金を積み立てることによる「税・社会保険料の効果」

「選択制」の制度設計により、加入者(従業員・役員)は掛金を税金、社会保険料の負担なく積み立てることが可能です。事業主は折半負担する社会保険料の負担軽減を期待できます。

### ■選択制で、月に1万円を確定拠出年金の掛金として拠出した場合(年齢30歳 給与25万円)

	拠出前	拠出後	効果
社会保険料*1	451,884円	417,456円	▲34,428円
税金(所得税・住民税)	169,300円	161,700円	▲7,600円
合計	617,884円	576,156円	▲42,028円

年間12万円を積み立て  
約**4.2万円**の  
負担軽減と  
なります!



### ■同じ老後資金の積み立てでも(積み立て後の手取り金額を同じとする場合)(年齢30歳 給与25万円)



確定拠出年金は、税金と社会保険料を支払う前に1万円の掛金を積み立てます。一旦、給与として受け取ると、税金と社会保険料を支払った後、積み立てることとなります。

確定拠出年金で  
積み立てする場合  
課税後に  
積み立てする場合



約**3,500円**

- \*1 厚生年金保険料(2017年10月納付分より固定)、健康保険料(沖縄県 2022年4月納付分)、雇用保険料(2022年4月納付分)の合計です。
- \* 税効果については、所得税と住民税の軽減額の1年分を合計した金額です。それぞれの課税時期が異なることから、実際の年間の軽減額とは異なります。
- \* 税金は掛金額に応じて負担軽減されますが、社会保険料は掛金額に応じて決定される「標準報酬月額」の変動による標準報酬等級のダウンによって起こり得るものです。従って、加入者の収入と掛金額によっては効果が表れない場合もあるのでご注意ください。また、標準報酬等級のダウンによる将来支給される老齢厚生年金の額が減少する可能性があります(老齢基礎年金には影響ありません)。
- \* 課税所得の計算は、基礎控除、給与所得控除、社会保険料控除のみ考慮しています。

# 6 制度の運営費について

運営管理手数料、資産管理手数料は掛金と共に毎月26日に指定口座より振替します (表示金額は全て税込)

運営管理手数料 (全て法人負担となります)		
初期費用	経常費用	その他費用
<b>導入一時金</b> <b>110,000円</b> (1事業所あたり)*1 <small>制度導入時の地方厚生局への申請書類の作成、申請代行費用を含みます。</small>	<b>事業主手数料</b> <b>月額 5,500円</b> (1事業所あたり) <small>事業所単位のミニマムチャージとなります。</small>	発生の都度、課金されます。 <b>移換手数料</b> <b>4,400円</b> (1名1回あたり)*2
<b>口座開設手数料</b> <b>3,300円</b> (加入者1名あたり) <small>掛金を拠出する人のみ課金されます。</small>	<b>加入者手数料</b> <b>月額 330円</b> (加入者1名あたり) <small>掛金を拠出する人のみ課金されます。</small>	<b>還付手数料</b> <b>1,100円</b> (1名あたり)*3
<b>資産管理機関取扱手数料</b> <b>33,000円</b> (1事業主あたり) <small>資産管理契約の締結に対して課金されます。(2023年3月1日開始分より発生)</small>	<b>収納代行手数料</b> <b>月額 330円</b> (1事業所あたり) <small>法人口座より月1回掛金、手数料等を口座振替するコストとなります。</small>	<b>変更申請等代行費用</b> <b>22,000円</b> (変更手続き1回あたり)*4

サポート
初期費用
<b>22,000円</b> (1事業所あたり)*5 <small>選択制の基本的な設計以外をご希望される場合は、別途上記の費用が発生します。</small>

その他事務関連費用 (任意選択サービス)
経常費用
<b>事務取りまとめ手数料(事務取次手数料)</b> 弊社が提携するサービス提供会社より提示します <small>ご要望のサービスを担当者とお打合せいただき、サービス内容及び料金を決定します。</small>

- \*1 複数事業所の同時導入の場合で、管理者ID(事務担当者様専用の管理サイトを利用するためのID)を発行しない事業所については1事業所あたり22,000円となります。
- \*2 移換手数料は、加入者が退職した際、他制度への資産移換や脱退一時金に係る費用としてご負担いただけます。 ※管理者IDを発行しない場合、事業主手数料は1事業所あたり月額2,200円となります。
- \*3 還付手数料は、退職等の届け出が遅れたために掛金が拠出され運用商品を購入してしまった際、会社に返金する組戻手数料です。(拠出停止作業費は、掛金の拠出を停止する際に必要となる作業のための費用です。 拠出停止作業費 5,500円(1回あたり))
- \*4 各種変更申請手数料は、本企業年金からの脱退や加入者範囲の変更など貴社の意向による諸変更が発生した場合、厚生局へ変更申請する場合の手数料です。
- \*5 モデル退職金の作成、従業員毎の退職金計算等のサービスは含まれません。コンサルティング内容に応じて別途料金を提示させていただく場合があります。



# 6 制度の運営費について

運営管理手数料、資産管理手数料は掛金と共に毎月26日に指定口座より振替します（表示金額は全て税込）

資産管理手数料 <sup>*1</sup>	
経常費用	
<p>事業所全体の年金資産の月末平均残高に応じて、資産管理機関の定める手数料がかかります（プラン全体の資産が残高5億円以下の場合0.11(税込)%。資産残高の増加で遞減します。料率は下記の資産残高区分をご覧ください）。</p>	
資産残高区分	料率(年率)
5億円以下の部分	0.110%
5億円超10億円以下の部分	0.099%
10億円超20億円以下の部分	0.088%
20億円超50億円以下の部分	0.077%
50億円超100億円以下の部分	0.066%
100億円超の部分	0.055%

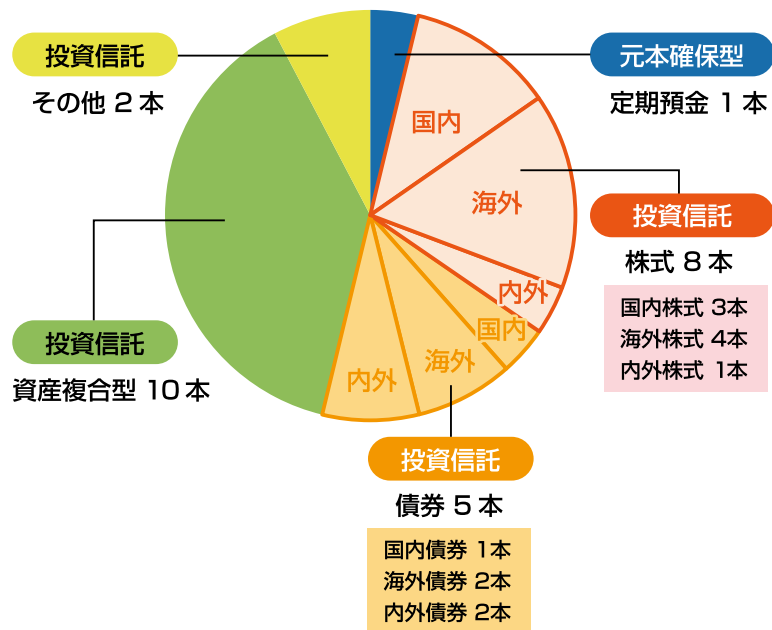
その他制度運営関連費用（任意選択サービス）	
経常費用	その他費用
投資教育サービス	従業員説明会講師派遣
<p>弊社が提携するサービス提供会社より提示します</p>	
<p>ご希望のサービスを担当者とお打合せいただき、サービス内容及び料金を決定します。</p>	<p>ご希望の実施内容に応じてお見積りいたします。</p>

\*1 SBI ベネフィット・システムズが前月末残高で計算した月割りの資産管理手数料を収納代行し、資産管理機関(みずほ信託銀行)に送金します。



# 7 運用商品ラインナップ

商品構成(全 26 商品) 2022年2月現在



## 信託報酬

ファンドを保有している期間にかかる運用管理費用です。信託財産から自動的に差し引かれています。

## 信託財産留保額

ご解約(またはご購入)の際に換金代金(または買付代金)から差し引かれるものです。運用の安定性を保つために信託財産に留保されます。

## 元本確保型商品

カテゴリー	運用商品名	運用会社名
定期預金	ろうきん定期(1年)	労働金庫連合会

購入時手数料(販売手数料)も無料(ノーロード)となります。



信託報酬については税込表示

## 元本変動型商品

カテゴリー	運用商品名	委託会社名	信託報酬	信託財産留保額
国内債券	DC 日本債券インデックス・オープンS	三井住友トラスト・アセットマネジメント	0.176%	-
海外債券	野村外国債券インデックスファンド(DC)	野村アセットマネジメント	0.154%	-
	インデックスファンド海外新興国債券(1年決算型)	日興アセットマネジメント	0.374%	-
国内不動産投信	DCニッセイJ-REITインデックスファンドA	ニッセイアセットマネジメント	0.275%	-
海外不動産投信	SMTグローバルREITインデックス・オープン	三井住友トラスト・アセットマネジメント	0.605%	0.05%
国内株式	三井住友 DC つみたて NISA 日本株インデックスファンド	三井住友 DS アセットマネジメント	0.176%	-
	DCニッセイ日経225インデックスファンドA	ニッセイアセットマネジメント	0.1859%	-
	フィデリティ・日本成長株・ファンド	フィデリティ投信	1.683%	-
海外株式	DCニッセイ外国株式インデックス	ニッセイアセットマネジメント	0.154%	-
	インデックスファンド海外新興国株式	日興アセットマネジメント	0.374%	-
	EXE-i 先進国株式ファンド	SBIアセットマネジメント	0.302%	-
	EXE-i 新興国株式ファンド	SBIアセットマネジメント	0.3625%程度	-

# 7 運用商品ラインナップ

## 元本変動型商品

カテゴリー	運用商品名	委託会社名	信託報酬	信託財産留保額
内外債券	EXE-i 先進国債券ファンド	SBIアセットマネジメント	0.417%程度	-
	フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンド A コース	フィデリティ投信	1.573%	-
内外株式	EXE-i グローバル中小型株式ファンド	SBIアセットマネジメント	0.327%	-
内外資産複合	DC インデックスバランス(株式 20)	日興アセットマネジメント	0.154%	-
	DC インデックスバランス(株式 40)	日興アセットマネジメント	0.154%	-
	DC インデックスバランス(株式 80)	日興アセットマネジメント	0.154%	-

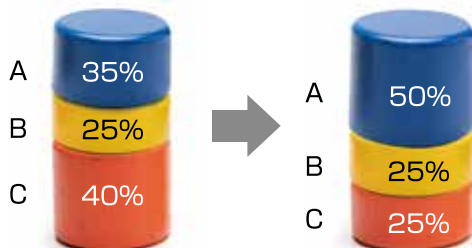
カテゴリー	運用商品名	委託会社名	信託報酬	信託財産留保額
内外資産複合	マイストーリー・株25(DC)	野村アセットマネジメント	1.05% ±0.15%程度	-
	マイストーリー・株50(DC)	野村アセットマネジメント	1.15% ±0.15%程度	-
	マイストーリー・株75(DC)	野村アセットマネジメント	1.25% ±0.15%程度	-
内外資産複合(ターゲットイヤー)	セブライフ・ストーリー-2025	SBIアセットマネジメント	0.6517%	0.3%
	セブライフ・ストーリー-2035	SBIアセットマネジメント	0.6512%	0.3%
	セブライフ・ストーリー-2045	SBIアセットマネジメント	0.6522%	0.3%
	セブライフ・ストーリー-2055	SBIアセットマネジメント	0.6509%	0.3%

- ・運用商品が未選択の場合は原則「ろうきん定期(1年)」が自動的に選択されます。
- ・運用商品は、2022年2月時点の情報に基づいて表示しています。
- ・商品一覧の「信託報酬」欄の数値は、信託報酬以外にファンドの管理に係る費用が発生するものについては当該費用を加味した料率を表示しています。
- ・最新の運用商品情報については、右記URLのリンク先をご参照ください(情報の更新は、原則「月の第一週」に行います)。 [http://www.benefit401k.com/universe/O8\\_UniverseRyukyuBank.html](http://www.benefit401k.com/universe/O8_UniverseRyukyuBank.html)

## 運用商品は自由に変更可能です。

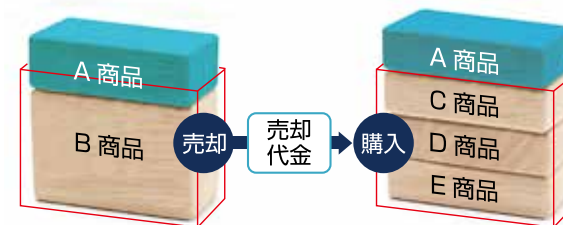
### 配分割合の変更

毎月の拠出金で買い付ける運用商品の比率を変更します。  
下記の例では商品Aの割合を増やし、商品Cの割合を減らしています。



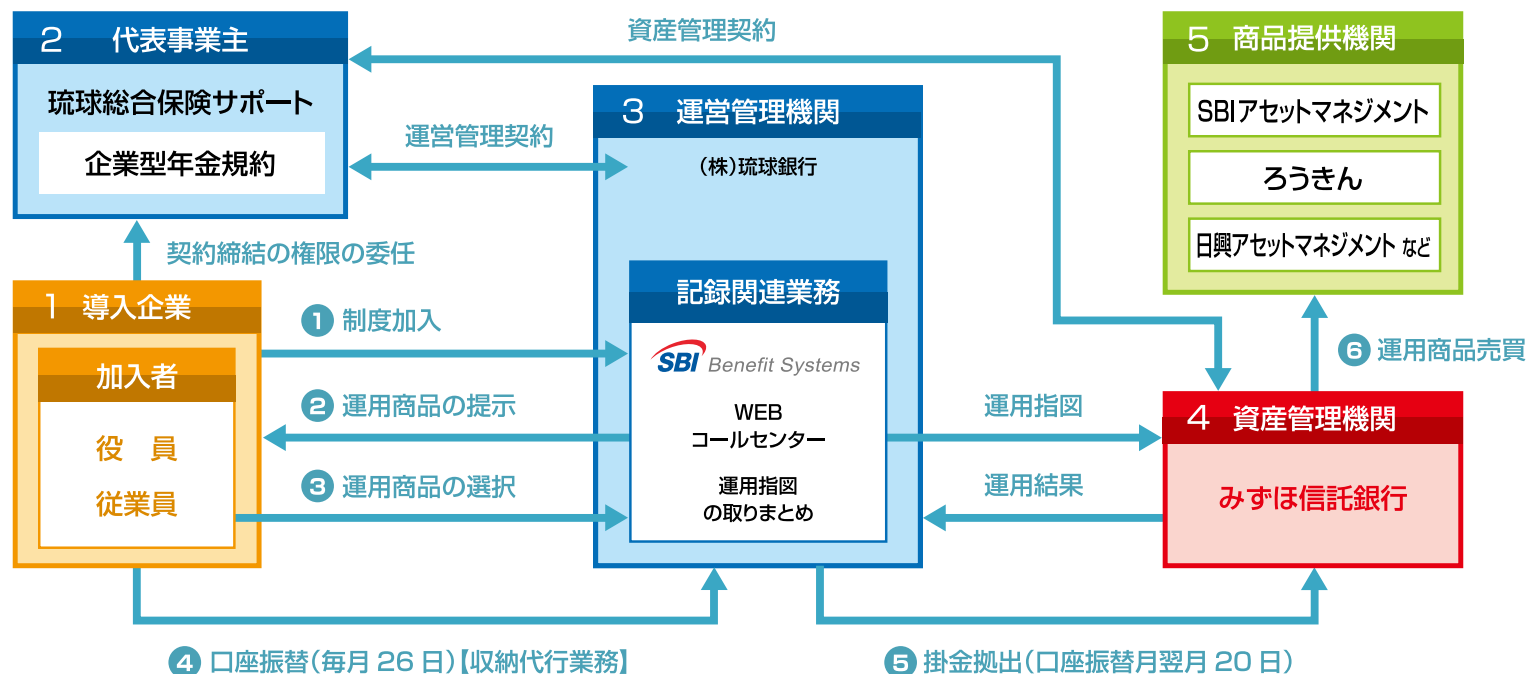
### 運用商品の 変更 (スイッチング)

現在保有している運用商品を売却・解約して、他の運用商品に買い換えることをいいます。



# 8 りゅうぎんつみたてプランの仕組み

- 1 導入企業 厚生年金の適用事業所単位で地方厚生局に設立の申請をし、確定拠出年金制度を実施します。
- 2 代表事業主 導入企業より契約締結の権限の委任を受け、代表企業として運営管理契約、資産管理契約を締結します。
- 3 運営管理機関 代表事業主との運営管理契約に基づき、導入企業の確定拠出年金制度の運営を行います。
- 4 資産管理機関 代表事業主との資産管理契約に基づき、年金資産の信託業務を行います。
- 5 商品提供機関 運営管理機関が選定した運用商品を提供します。



# 9 制度導入までのスケジュール例

## 4月制度開始のスケジュール例

	～11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
事業主	導入の意思決定 必要書類提出 提出期限: 11月10日 就業規則 履歴事項全部証明書 社会保険料の領収済書	従業員説明会の開催 従業員代表者 (または労働組合委員長)の同意取得 申請書類のご署名ご捺印		厚生局へ規約申請(制度導入月3カ月前末日)	加入者登録 (給与明細変更)	運用商品選択 導入時教育 初回口座振替	初回掛金拠出
	制度設計サポート	制度申請サポート (導入コンサルティング)			事業所登録 事務運営マニュアル郵送	導入前事務手続きサポート	スターターキット郵送 導入後事務手続きサポート

# 10 りゅうぎんつみたてプランの概要

1	設立形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合型：複数の法人が集まり同じ制度に参加する設立形態です。代表事業主は、参加企業を代表して規約の申請、事務のとりまとめを行います。</li> </ul>																				
2	加入資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則70歳未満の厚生年金保険被保険者（民間企業の役員、従業員または私立学校の教職員）。ただし、企業により加入の上限は異なります。※前払い退職金との選択制により任意加入制度とすることも可能です。</li> </ul>																				
3	掛金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選択制をはじめとした各種掛金設計が可能です。コースの変更は自由に行えます。法令上の拠出限度額は月額 55,000 円（その他の企業年金制度実施の場合月額 27,500 円）です。</li> <li>・掛金は全額損金の対象となります。</li> </ul>																				
4	資格喪失	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次に該当した場合、加入者は資格を喪失します。 ①企業型年金規約に定められた年齢に到達（事業所単位で原則70歳までの範囲で設定） ②退職 ③死亡</li> </ul>																				
5	給付	<p>1. 老齢給付金 原則 60 歳で受給権を取得します（通算加入者等期間*1 が 10 年に満たない場合は最長 65 歳までスライド）一時金もしくは年金を選択します。年金種類は 5 年・10 年・15 年・20 年の 4 種類です。</p> <table border="1" data-bbox="784 710 1691 837"> <thead> <tr> <th>通算加入者等 期間別の受取 開始年齢</th> <th>通算加入者等期間</th> <th>受取開始</th> <th>通算加入者等期間</th> <th>受取開始年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>10 年以上</td> <td>60 歳</td> <td>4 年～6 年未満</td> <td>63 歳</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 年～10 年未満</td> <td>61 歳</td> <td>2 年～4 年未満</td> <td>64 歳</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 年～8 年未満</td> <td>62 歳</td> <td>2 年未満</td> <td>65 歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>2022年5月からは、60歳以上での新規加入（通算加入者等期間*1 が無い方）は、加入日から5年経過した日以降、受給可能となります。</p> <p>2. 障害給付金 所定の障害状態となった場合、一時金もしくは年金の受給権を取得します。</p> <p>3. 死亡一時金 加入者が死亡した場合、個人別管理資産額を規約に定める遺族に給付します。</p> <p>4. 脱退一時金 確定拠出年金は原則、60歳未満での途中引き出しはできません。ただし、「個人別管理資産額が 1.5 万円以下の者」や「国民年金保険料免除者または日本国内に住所を有しない外国籍の方で、個人別管理資産額が 25 万円以下もしくは掛金拠出期間が 5 年以下の者」は、所定の条件を全て満たす場合のみ、脱退一時金を請求できます。</p>	通算加入者等 期間別の受取 開始年齢	通算加入者等期間	受取開始	通算加入者等期間	受取開始年齢		10 年以上	60 歳	4 年～6 年未満	63 歳		8 年～10 年未満	61 歳	2 年～4 年未満	64 歳		6 年～8 年未満	62 歳	2 年未満	65 歳
通算加入者等 期間別の受取 開始年齢	通算加入者等期間	受取開始	通算加入者等期間	受取開始年齢																		
	10 年以上	60 歳	4 年～6 年未満	63 歳																		
	8 年～10 年未満	61 歳	2 年～4 年未満	64 歳																		
	6 年～8 年未満	62 歳	2 年未満	65 歳																		
6	中途退職時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者が中途退職した場合、加入者自身が個人別管理資産の移換手続きを行います。 ①転職時 転職先の企業型確定拠出年金制度に移換するか、制度がない場合には個人型もしくは通算企業年金へ移換します。 ②自営業者や専業主婦など 個人型へ移換します。</li> </ul>																				
7	税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社が拠出した事業主掛金は全額損金となります。</li> <li>・投資信託の売却益・配当益、銀行の定期預金の利息は非課税となります。</li> <li>・老齢給付金の一時金は退職所得控除、年金は公的年金等控除の対象となります。</li> <li>※個人別管理資産に掛かる特別法人税は現時点では、2023 年 3 月末まで凍結されています。</li> </ul>																				
8	運用指図方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>お手続きは WEB もしくはコールセンターで行います。</li> <li>・掛金の配分の変更 ・運用商品の変更（スイッチング）</li> </ul>																				

\*1 企業型と個人型それぞれの加入者期間と運用指図者期間を通算した期間です。対象の期間は 60 歳到達までとなります。

# 11 よくあるご質問(Q&A)

<b>Q1</b> 加入者1名でも企業型を導入できますか？	<b>A1</b> 確定拠出年金法では企業型の設立に人数要件はありません。厚生年金の適用事業所であれば導入可能です。SBIベネフィット・システムズは独自システムの採用により、コスト、採算等による人数の制限は行っておりません。
<b>Q2</b> 役員も企業型に加入できますか？	<b>A2</b> 70歳未満の厚生年金保険被保険者であれば、役職に関係なく社長や役員でも加入できます。もちろん、掛金は全額損金計上できます。
<b>Q3</b> 役員だけの企業の場合、個人型と企業型、どちらがメリットが大きいですか？	<b>A3</b> 役員が厚生年金の被保険者の場合、個人型の拠出限度額は月額23,000円となります。一方、企業型では月額55,000円と倍以上の掛金を拠出できます。さらに企業型で拠出する掛金は企業経費となり、個人の所得とならないため、社会保険料の算定基礎からも外れます。これらの税効果、社会保険料の負担軽減効果が見込める場合、役員だけの加入であっても企業型のメリットは大きいと言えます。
<b>Q4</b> 個人型の年金資産を企業型へ移換できますか？	<b>A4</b> 企業型の加入資格を取得し、企業型で掛金を拠出する加入者は、個人型の運用商品を一旦全部売却し、現金化した後に企業型へ移換できます。
<b>Q5</b> 具体的な税制メリットについて教えてください	<b>A5</b> 会社が負担する掛金は全額損金の対象となります。掛金は個人の確定拠出年金口座に積み立てられますが、個人の所得とは見做されません(所得税法による)。60歳以降に受給権を取得し、受給開始した時に初めて所得となります。さらに、一時金受取を選択した場合は退職所得として退職所得控除の対象、年金受取を選択した場合は雑所得として公的年金等控除の対象となります。
<b>Q6</b> 掛金の積立てを停止することはできますか？	<b>A6</b> 原則、掛金の積立てを停止することはできません。ただし、休職期間、育児・介護休業期間中(共に会社都合以外の事由の場合に限る)のうち無給の期間については、規約に定めることで掛金の積立てを停止できます。
<b>Q7</b> 希望する従業員のみ加入することはできますか？	<b>A7</b> 前払退職金制度と確定拠出年金制度の選択制とすることで、希望者のみの加入が可能となります。希望しない従業員は前払退職金として給与に併せて受け取ります。
<b>Q8</b> 年金資産の引き出しはできますか？	<b>A8</b> 年金資産は「一定の年齢(60歳以上)の到達」「障害の認定」「死亡」以外での、途中引き出しは原則認められていません。
<b>Q9</b> 自己破産した場合の年金資産の取扱いを教えてください	<b>A9</b> 確定拠出年金法第32条では「給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押される場合は、この限りではない。」と定められており、会社破綻時に自己破産しても、最低限の老後資金を保全することができます。中小企業の経営者の場合、銀行の借入に個人保証するケースが多いため、経営者の有効な防衛手段となります。

# 「りゅうぎんつみたてプラン」導入にあたっての注意点

「りゅうぎんつみたてプラン」は確定拠出年金法に基づく企業型年金制度となります。  
導入にあたっては、必ず下記の注意点をご確認ください。

- ◆ 確定拠出年金で積み立てられた年金資産は、60歳以降最長65歳で受給権を取得するまで引き出しをすることはできません。(法令上の脱退一時金の請求要件を満たした場合、加入者の死亡もしくは所定の障害状態となった場合を除きます。)
- ◆ 掛金は毎月所定日に法人口座より口座振替となります。法令上、未納分の追納はできませんのでご注意ください。
- ◆ 掛金が2か月連続で口座振替されない場合、制度を脱退いただきますので、予めご了承ください。
- ◆ 法令上、加入者への運用に関する基礎的な投資教育、継続教育は、制度を実施する事業主の責務となります。
- ◆ 企業管理者が使用する管理者サイトは、対応するインターネットブラウザ(\*)がマイクロソフト社WindowsをOS (オペレーティングシステム)とするMicrosoft EdgeもしくはGoogle Chrome のみとなります。  
その他のOS、ブラウザはご利用できませんのでご注意ください。  
\*インターネット上のウェブ ページの情報を画面上に表示するための閲覧ソフト
- ◆ 加入者のご登録作業にマイクロソフト社のMicrosoft Excelを使用します。  
その他の代替ソフトは動作しませんのでご注意ください。

当パンフレットは、作成日時点における信頼できる情報に基づいて作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。今後、外部環境の変化、法令や税制等の改定により、取扱内容が変更される場合があります。また、会計、税務、法律面の取り扱いにつきましては、各専門家にご確認のうえ、自らが判断ください。